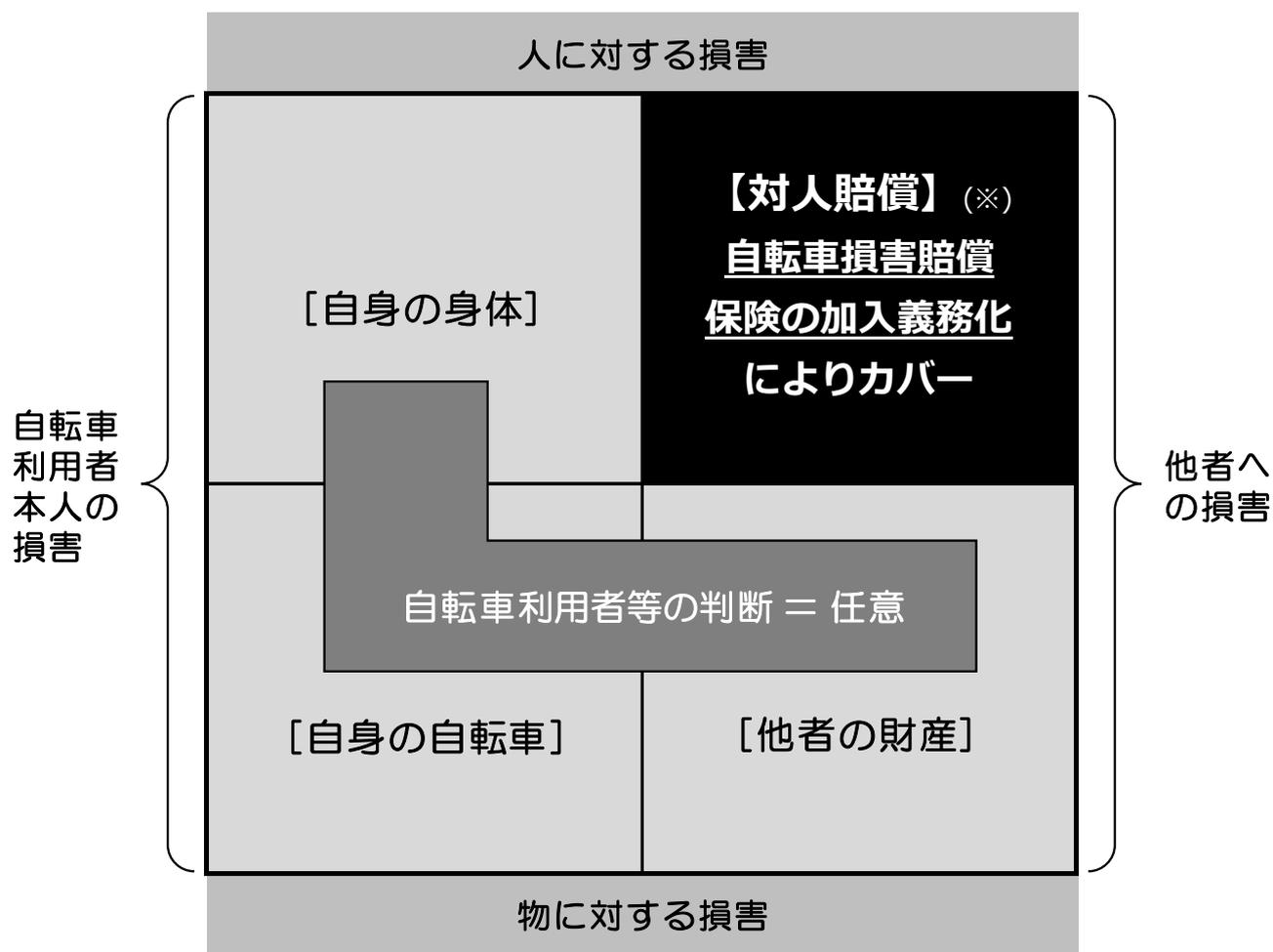


自転車損害賠償保険の加入義務化について

長野県が自転車損害賠償保険の加入義務化により目指す姿

自転車利用者・保護者、事業者（事業活動において自転車を利用する事業者、自転車貸付業者）が自転車損害賠償保険に加入することにより、自転車事故によって生じた他人の生命・身体の被害（損害）に対する補償を確実に行うことで被害者を救済するとともに、加害者側の経済的破綻も回避し、安全・安心な県民生活を実現する。

自転車事故による損害の種類



(※) 自らが監護する幼児等を除く同乗者を含む。

長野県が条例で加入を求める自転車保険について

1 自転車利用者・保護者（自転車利用者：長野県内において自転車を利用する者

保護者：親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年を現に監護する者）

(1) 加入対象：利用者又は所有する自転車

(2) 保険の種類

加入の種類	対象	賠償額	保険期間	年間保険料
自転車のみの保険	一家族 (何人でも)	1億円	1年	1,230円～
自動車任意保険に付帯				1,200円～
火災保険に付帯				1,260円～
団体保険（企業等で個別契約）				1,000円前後～
クレジットカードに付帯				6,000円前後～
P T A連合会の総合保障制度(※)	小中学生			3,000円～
高等学校P T A連合会の総合保障制度(※)	高校生		3年	10,000円～
T Sマーク保険（自転車購入、点検整備の際に加入）	車体		1年	2,000円～

(※) P T A連合会及び高等学校P T A連合会の総合保障制度は、私生活上の事故や部活動中等における怪我も補償される。また、自転車利用のみに対象を絞った新たな保険商品を検討中。

2 事業者（事業を行う法人その他の団体又は事業を行う場合における個人（レンタルサイクル業者は除く））

(1) 加入対象：事業活動において、使用する自転車

(2) 保険の種類（下記の①又は②）

① **T Sマーク保険** 【年間保険料：1台2,000円、賠償額：1億円】

（自転車安全整備士が点検整備した自転車利用による対人事故の賠償を補填）

② **施設賠償責任保険または事業活動包括保険** 【保険料等：事業の種類・内容、規模、賠償額等による】

（施設賠償責任保険：施設・設備等における管理上の事故によって、企業が負う対人事故の賠償を補填）

（事業活動包括保険：事業活動上の事故によって、企業が負う対人事故の賠償を補填）

3 自転車貸付業者（自転車を利用する者に対し、継続又は反復して、自転車を貸し出すもの。有償無償を問わない。）

(1) 加入対象：貸し付ける自転車

(2) 保険の種類（下記の①又は②：貸出し自転車事故による被害者の補償が担保される。）

① **T Sマーク保険** 【年間保険料：1台2,000円、賠償額：1億円】

（自転車安全整備士が点検整備した自転車利用による対人事故の賠償を補填）

② **個人賠償責任保険が付帯された施設賠償責任保険** 【年間保険料：1台2,000円、賠償額：1億円】

（個人賠償責任保険：利用者の過失による対人事故の賠償を補填）

（施設賠償責任保険：施設・設備等における管理上の事故によって、企業が負う対人事故の賠償を補填）

【参考】利用1回・1台当たりの保険料

年間稼働率：3割 → 約18円、5割 → 約11円（稼働率が増加すれば更に安価になる）

※ 保険料は、利用料金に上乗せするか、業者自らが負担。

※ レンタルサイクル業者は、長野県中小企業融資制度の利用が可能。

自転車事故高額賠償事例（抜粋）

参 考

賠償額	事故の概要	判決
9,521万円	男子小学生(11)が夜間、自転車での帰宅途中に歩行中の女性(62)と正面衝突。被害者は頭蓋骨骨折で意識が戻らず、監督責任を問われた母親に賠償命令。	平成25年7月 神戸地方裁判所
9,266万円	男子高校生が日中、歩道から車道を斜めに横断していたところ、対向車線で自転車に乗っていた男性会社員(24)と衝突。被害者に言語機能喪失等の重大な障害が残った。	平成20年6月 東京地方裁判所
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂を高速で走行中、横断歩道を歩行中の女性(38)と衝突。被害者は脳挫傷等で3日後に死亡した。	平成15年9月 東京地方裁判所
5,438万円	男性が日中、信号を無視しながら高速で交差点に進入し、横断歩道を歩行中の女性(55)と衝突。被害者は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。	平成19年4月 東京地方裁判所
5,000万円	女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の女性(57)に衝突。被害者は歩行困難となる後遺障害を負った。	平成17年11月 横浜地方裁判所
4,746万円	男性会社員(46)が競技用自転車で赤信号を無視し、時速15～20キロで横断歩道に侵入。横断歩道を歩行中だった女性(75)に衝突、死亡させた。	平成26年1月 東京地方裁判所
4,043万円	男子高校生が朝、信号無視で交差点に進入し、オートバイで走行中だった施盤工の男性(62)と衝突。被害者は頭蓋内損傷で13日後に死亡した。	平成17年9月 東京地方裁判所
3,970万円	男子中学生(15)が歩道を走行中、会社員の男性(62)と衝突し被害者は死亡。少年には無灯火運転等の過失があるとみなされた。	平成19年7月 大阪地方裁判所
3,730万円	二人乗りの自転車が信号機のない交差点に進入し、正面から進行してきた男性(70)の自転車と衝突。被害者は植物状態に陥り、事故の1年4か月後に死亡した。	平成14年6月 大阪地方裁判所
3,138万円	男子高校生が朝、自転車で歩道から交差点に無理に進入し、女性(60)の自転車と衝突。被害者は頭蓋骨骨折で病院に搬送されたが9日後に死亡した。	平成14年2月 さいたま地方裁判所
3,124万円	男子中学生が夜、無灯火で自転車を走行中、歩行中の女性(75)と衝突。女性は頭部外傷により後遺障害2級の障害を負った。	平成14年9月 名古屋地方裁判所

※ インターネット等により調査した自転車事故に対する高額賠償請求事例(確定判決)の一部を掲載